

## 確認表（令8区画）

令8区画により 別棟となる部分	棟1	棟2
	用途 延べ面積 $m^2$ 地上 階 地下 階	用途 延べ面積 $m^2$ 地上 階 地下 階

## 消防庁告示第2号関係（位置、構造及び設備を定める件）

令8区画の構造		適・否
1	鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、プレキャストコンクリートカーテンウォール又はこれらと同等に堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。	
2	建基令第107条第1号に定める通常の火災時の加熱に耐える時間（以下「耐火性能時間」という。）が2時間以上の耐火性能を有すること。	
3	令8区画の構造の耐火性能の床又は壁の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁面又は屋根面から50cm以上突き出していること ただし、（1）又は（2）に該当する場合は、この限りではない。	
(1)	令8区画を受けた部分の外壁又は屋根が当該令8区画を含む幅3.6m以上にわたる耐火構造であり、これらの部分に開口部がない場合。	
(2)	令8区画を受けた部分の外壁又は屋根が当該令8区画を含む幅3.6m以上にわたる耐火構造であり、令8区画を介して開口部がある場合は、開口部相互の距離を90cm以上確保すると共に、当該部分の開口部を防火戸（建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）とすること。	
令8区画を貫通する配管等		適・否
4	令8区画を配管が貫通はない。又は貫通する配管は給排水管であること。	
5	1の配管の外径は、200mm以下であること。	
6	配管を貫通させるために令8区画に設ける穴が直径300mm以下となる工法であること。 なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあつては、直径が300mmの円に相当する面積以下であること。	
7	配管を貫通させるために令8区画に設ける穴相互間の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の距離（当該直径が200mm以下の場合にあつては200mm）以上であること。 なお、令8区画の端部に穴を設ける場合は、端部から穴の直径以上（当該直径が200mm以下の場合にあつては200mm）の離隔距離をとること。	
8	配管等の耐火性能は、当該貫通する区画に求められる耐火性能時間（2時間以下の場合にあつては2時間）以上であること。	
9	貫通部は、モルタル等の不燃材料で完全に埋戻す等、十分な機密性を有するとともに、当該区画に求められる耐火性能時間（2時間以下の場合にあつては2時間）以上の耐火性能を有するよう施工すること。	
10	熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。	